

6 福薬業発第 4 8 2 号
令和 7 年 2 月 1 8 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 永嶋 友洋

保険医・保険薬剤師の新規登録の申請手続きのオンライン化について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

保険医・保険薬剤師の新規登録の申請手続きが一部変更され、令和 7 年 2 月 25 日より、マイナポータル上で手続きが完結するオンライン申請が可能となります。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

日 薬 業 発 第 418 号
令 和 7 年 2 月 7 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

保険医・保険薬剤師の新規登録の申請手続きのオンライン化について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、保険医・保険薬剤師の新規登録の申請手続きが一部変更され、令和7年2月25日より、マイナポータル上で手続きが完結するオンライン申請が可能となります。

従来の書面での申請も継続されますが、登録申請書にマイナンバーの記載が原則必須になり、申請に必要な書類が増える場合もあります。

本件について、厚生労働省において申請される場合の注意点や具体的な提出書類等について、別添のとおり、リーフレットが作成されましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員へご周知くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

保険医・保険薬剤師の新規登録の申請手続きが一部変わります

変更点の概要

- ✓ 令和7年2月25日から、保険医・保険薬剤師の新規登録の申請について、マイナポータルから個々人で申請できるようになります。
- ✓ 書面申請の場合でも、マイナンバーの記載が原則必須になります。

これまでのようにとりまとめて申請される場合の注意点

- ✓ 保険医療機関・保険薬局において、新規入職者分の保険医・保険薬剤師の登録申請を、とりまとめて（代理で）申請いただく場合、追加書類として委任状と代理人の身元確認書類が必要になります。

具体的な提出書類

- ✓ 申請手段別に見た提出書類は以下のとおりです。

		登録申請書	医籍番号等がわかる書類の写し(※)	番号確認書類	身元確認書類	代理権確認書類(委任状)	代理人の身元確認書類
個人のマイナポータルでの申請		○(マイナポータルで入力)	○(画像をアップロード)				
個人による書面での申請	窓口	○	○	△(窓口提示のみ)	△(窓口提示のみ)		
	郵送	○	○	○	○		
医療機関・薬局の代理申請	窓口	○	○	○	○	△(窓口提示のみ)	△(窓口提示のみ)
	郵送	○	○	○	○	○	○

※ 医師（歯科医師、薬剤師）免許証又は登録済証（オンライン発行されたものを含む）

【補足】「番号確認書類」と「身元確認書類」のそれぞれで使えるもの

番号確認書類(以下のいずれか)	身元確認書類(以下のいずれか)
・マイナンバーカード ・個人番号通知カード(有効なものに限る) ・個人番号の記載のある住民票	・マイナンバーカード ・以下の書類のいずれか1つ 運転免許証/運転経歴証明書/旅券/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/在留カード/特別永住者証明書/官公署が発行した写真付き資格証明書など ・以上2つのいずれも無い場合は、以下の書類から2つ以上 公的医療保険の資格確認書/年金手帳/児童扶養手当証書 など



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

HPは
こちら



令和7年2月25日から保険医・保険薬剤師の登録申請がマイナポータルからできるようになります。

- 医師・歯科医師・薬剤師の方が免許取得後、初めて保険医療機関や保険薬局で勤務されるときには、保険医や保険薬剤師の新規登録が必要です。この手続きは、紙だけでなく、**令和7年2月25日から、マイナポータル**でできるようになります。
- マイナポータル上で手続きをすると、**オンライン上で手続きが完結し、紙の提出が不要**になります。ぜひご活用ください。

※これまでの紙申請も引き続き可能ですが、マイナンバーの記載が原則として必要など、変更点があります。書面申請時の注意事項については、裏面をご参照ください。

オンライン申請のしかた

※画像はあくまでイメージです

申請に必要なもの：マイナンバーカード、PC・スマートフォン等、医師（歯科医師、薬剤師）免許又は登録済証

マイナポータルにログイン



「さがす」から「#国家資格」または「証明書」を押下



「国家資格の登録・各種申請」から「資格を追加する」を押下



保険医または保険薬剤師を選択



画面の案内に従って申請開始

オンライン申請の積極的なご利用をお願いします。



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

書面申請時の注意点

- 登録申請書に、マイナンバーの記載が原則として必須になります。
- また、本人確認のために、厚生局の窓口で、番号確認書類や身元確認書類を提示することが必要になります。（郵送では、これらの写しの添付が必要になります。）
- 保険医療機関・保険薬局でまとめて代理申請される場合は、委任状等が必要になりますので、勤務される予定の保険医療機関・保険薬局にもご相談ください。

具体的な提出書類

✓ 申請手段別に見た提出書類は以下のとおりです。

		登録申請書	医籍番号等がわかる書類の写し(※)	番号確認書類	身元確認書類	代理権確認書類(委任状)	代理人の身元確認書類
個人のマイナポータルでの申請		○(マイナポータルで入力)	○(画像をアップロード)				
個人による、書面での申請	窓口	○	○	△(窓口提示のみ)	△(窓口提示のみ)		
	郵送	○	○	○	○		
医療機関・薬局の代理申請	窓口	○	○	○	○	△(窓口提示のみ)	△(窓口提示のみ)
	郵送	○	○	○	○	○	○

※ 医師（歯科医師、薬剤師）免許証又は登録済証

【補足】「番号確認書類」と「身元確認書類」のそれぞれで使えるもの

番号確認書類(以下のいずれか)	身元確認書類(以下のいずれか)
- マイナンバーカード - 個人番号通知カード(有効なものに限る) - 個人番号の記載のある住民票	- マイナンバーカード - 以下の書類のいずれか1つ 運転免許証/運転経歴証明書/旅券/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/在留カード/特別永住者証明書/官公署が発行した写真付き資格証明書など - 以上2つのいずれも無い場合は、以下の書類から2つ以上 公的医療保険の資格確認書/年金手帳/児童扶養手当証書など

よくあるご質問

Q1 登録申請書へのマイナンバーの記載は義務ですか？

A1 はい。番号法及び省令に基づき、保険医・保険薬剤師の登録申請にマイナンバーを届け出ることが義務づけられています。

Q2 保険医療機関や保険薬局が代理申請する場合に必要な、委任状や受任者の身元確認書類は、必須ですか？

A2 はい。委任状等は、番号法に定められた代理申請に必要な書類です。

Q3 委任状の様式は、なにか定められたものを使う必要がありますか？

A3 形式は問いませんが、厚生省及び各地方厚生局HPにひな形を公開していますので、こちらをお使いいただくか、これに準じた様式での提出をお願いします。（医療機関・薬局のご担当とも、ご相談ください）

